

長久手ならではの「景観まちづくり」を、みんなの手で ～長久手市景観計画・長久手市景観条例～

問 都市計画課 ☎56-0622 (記事ID 12209)

長久手らしい景観を守り・育み・創造するため、2018年より市内の業種や年代を超えたさまざまな人たちと、残したい景観や育んでいくべき長久手らしい景観について考えながら、2020年3月に「長久手市景観計画(案)」を作成しました。2021年1月1日に景観法に基づく法定計画となります。

景観とは

「景」を「観る」と書き、私たちが日頃、身の回りで目にしているもので、山、川、樹木、建物やまちなみ、そしてそこに暮らす人々の姿などが混ざりあって「景観」が現れています。

景観には、河川や道路、公園などの公共施設だけではなく、通りから見える個人の建物や庭木なども含まれます。

景観計画の内容について

計画づくりの参加者から、自然・川・田園・古戦場・リニモがある景観を残したいという意見をたくさんいただきました。そのため「景観を守るため」の内容と「みんなで景観まちづくりを進める」ための内容を記載していますが、強い規制をかけるものではありません。

景観計画ができて今後どう変わるのか

変わるポイント

- ①景観に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模建築物等(※)の建築等の行為を行うときは、届出が必要になります(2021年1月1日より)。
- ②市民や事業者による景観まちづくり活動が行いやすい環境が整備されます。

※ 建築物の高さが10mを超える、または建築面積が500㎡を超えるもの等。

最後に

長久手市の景観をみんなで守り・育んでいくため、市民のみなさんと一緒になって景観まちづくりを行いたいと考えています。長久手ならではの「景観まちづくり」をみんなの手で取り組んでいきましょう。



※使用している写真は、「2019年 長久手フォトコンテスト」に応募いただいた作品です。

景観審議会委員の募集

景観まちづくりの推進のために、景観審議会委員を募集しています。

詳細はP16へ